

公 示 日 : 2022 年 8 月 31 日 (水)

調達管理番号 : 22a00515

国 名 : 南スーダン

担 当 部 署 : 社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

調 達 件 名 : 南スーダン国橋梁維持管理能力強化プロジェクト基本計画策定
調査 (橋梁維持管理)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 橋梁維持管理

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2022 年 10 月中旬から 2023 年 1 月下旬

(2) 業務人月 : 現地 0.7、国内 0.6、合計 1.3

(3) 業務日数 : 準備期間	現地業務期間	整理期間
6 日	21 日	6 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部

(3) 提 出 期 限 : 2022 年 9 月 14 日 (水) (12 時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
(2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にか
かる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業
日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メ
ールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かな

い場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年9月28日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	橋梁維持管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	南スーダン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：黄熱病予防接種証明書（イエローカード）

6. 業務の背景

内陸国である南スーダンでは、物資の多くを近隣国からの輸入に頼っている。特にケニアのモンバサ港からウガンダの首都カンパラを経由して南スーダンの首都ジュバに至る南回りのルートと、紅海に面したポートスーダン港からスーダンの首都ハルツームを経由してジュバを結ぶ北回りのルートは、南スーダンの独立後の復興を支える生命線と言える。また、輸入される物資はジュバ市を経由し各地に輸送されるため、ジュバ市内の渋滞緩和は、市内交通の円滑化のみならず広域物流を促進させる上でも大きな役割を果たしている。

南スーダン政府は国家開発戦略 2021-2024 において、インフラの近代化を目指し、目標の一つとして、国内の道路・橋梁ネットワークの建設・維持管理を掲

げている。本プロジェクトは橋梁維持管理に係る技術移転や実施体制整備を目的としているため、南スーダン政府の方針に合致する。南スーダンの首都であるジュバ市内の道路ネットワーク整備は南スーダン政府やドナーにより進められているが、市内幹線道路の橋梁には、幅が狭く交通のボトルネックとなるもの、施工不良又は老朽化により通行に危険が及ぶ恐れがあるものが混在し、大型車両の通行が困難な箇所がある。これら橋梁は市内交通のボトルネックのみならず、交通が特定の道路に集中する原因となり、市内交通全体の混雑要因となっている。加えて、南スーダンの既存橋梁は1970年前後に建設されたものが多く、老朽化が進み、交通量の増加と車両の重量化に対し十分な耐久性を持ち合わせていない状況にある。また、橋梁維持管理技術者の不在等により適切な維持管理が行われておらず劣化が進んでいる。

かかる状況を踏まえ、橋梁維持管理の適切な知識を有する人材を育成し、橋梁の維持管理体制を構築するため、本プロジェクトの実施が南スーダン政府より我が国へ要請された。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022年10月中旬～2022年10月下旬）
 - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、南スーダン側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
 - ② プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
 - ③ 対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2022年11月上旬～2022年11月下旬）
 - ① JICA南スーダン事務所等との打合せに参加する。
 - ② 南スーダン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 他団員と業務分担しつつ、事前配布した事前質問票への回答を参考に、プロジェクトの内容の検討に必要な関連組織の現状（下記）の把握を行う。
 - (ア) 関連各組織の組織、財務、政策等

- (イ) 関連各組織の権限、関与、意思決定プロセス
 - (ウ) 関連各組織の予算計画、予算承認プロセス
 - (エ) 各種指針、ガイドライン、規程、基準
 - (オ) 橋梁維持管理計画
- ④ これまでに実施した橋梁維持管理の実施状況（点検、診断、補修、記録等）を確認すると共に、橋梁維持管理能力に係る南スーダン関係機関の現状、能力を把握する。
- ⑤ 過去に日本の協力で整備された橋梁サイトを視察して、維持管理状況を把握した上で、課題を整理する。
- ⑥ 橋梁維持管理能力向上に向けた、以下の施策に係る検討及び南スーダン政府との協議を行う。
- (ア) プロジェクトのスコープ（対象地域、対象橋梁等）
 - (イ) 橋梁点検・診断に係る能力強化
 - (ウ) 橋梁維持管理に係る計画立案能力強化
 - (エ) 本邦及び現地の大学や企業との産学官連携
 - (オ) その他懸念事項（予算確保等）への対応
- ⑦ 他の担当分野に係る業務従事者と協力し、道路・橋梁分野における他ドナーの協力実績及び予定を確認する。
- ⑧ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA 南スーダン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 12 月上旬～2023 年 1 月上旬）

- ① PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る基本計画調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2023 年 1 月 6 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 報酬単価
紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。
- (2) 戦争特約保険料
災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。
- (3) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイもしくはアジスアベバ⇒ジュバ⇒ドバイもしくはアジスアベバ⇒日本を標準とします。南スーダンについては、安全対策上、JICAが指定する宿泊施設以外への宿泊は認められません。宿泊料については、朝食代・夕食代見合いとして格付の号を問わず、一律 5,800円／夜の定額で見積もってください。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 11 月 6 日～2022 年 11 月 26 日を予定しています。
JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。
ワクチン接種の有無を問わず、現時点で南スーダン国では隔離不要です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
 - イ) 協力企画 (JICA)
 - ウ) 道路・橋梁マネジメント (JICA が別途契約するコンサルタント)
 - エ) 橋梁維持管理 (本コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容

JICA 南スーダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
- ・本プロジェクトの要請書
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・「南スーダン共和国 ジュバ市持続的な道路維持管理能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022869.html>
 - ・「南スーダン国 ジュバ市内橋梁建設計画 事業化調査報告書」
https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/africa/south_sudan/fp4rrb000000rv48-att/fp4rrb000000rv9r.pdf
 - ・「南スーダン国 ナイル架橋建設計画準備調査報告」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000002421.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南スーダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上